**役員数を増減する場合など・・・**

規約変更理由

参　考

　副会長職の業務が多忙なため兼務と人数を見直し、顧問を置くことができる規定をやめて新たに業務役員４人を設け、役員数を増員するもの

○○町内会規則

（変更前）

第9条　本会に、次の役員を置く。

　１）　会長　　　１人

　２）　副会長　　３人（総務・環境・防犯防災を兼務）

　３）　会計　　　２人

　４）　会計監査　２人

　　　２　本会に顧問を置くことができる。

（変更後）

第9条　本会に、次の役員を置く。

　１）　会長　　　１人

　２）　副会長　　２人

　３）　会計　　　２人

　４）　会計監査　２人

　５）　業務役員　４人

**区域の追加・変更する場合など・・・**

規約変更理由

　構成員が区域外に住居を変更したため、本会の区域に追加するもの。